

宿日直手当の額の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年12月19日

岩手県教育委員会

教育長 高橋 嘉行

岩手県教育委員会規則第4号

宿日直手当の額の特例に関する規則を廃止する規則

宿日直手当の額の特例に関する規則（昭和38年岩手県教育委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。